○四国地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月九日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び四百九十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南国市物部東横田七四三番一から高知市知寄町二丁目三一三番四まで	前	A　二〇・九五～六八・〇〇メートル	一一・二一五キロメートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F　二〇・五〇～四五五・〇〇	一二・六一六	
	後	A　二〇・九五～六八・〇〇	一一・二一五	
		B・C・D・E・F　二〇・五〇～四五五・〇〇	一二・六一六	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務の廃止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十二月九日

九州地方整備局長　岡本　博

1　業務を廃止した者の名称　ハウスアンドホームズ株式会社

2　業務を廃止した者の住所　熊本県熊本市尾ノ上三丁目十一番十号

3　業務を廃止した者の登録番号　九州地方整備局長　9

4　廃止した評価の業務の範囲　評価の業務の全部

5　廃止した年月日　平成二十二年十一月三十日

国会事項

衆議院

答弁書受領

十二月七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出小中学生の就学援助制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出内閣官房及び内閣府の組織整理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出平成二十二年度の医師臨床研修における「マッチング」結果に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山口俊一提出平成二十二年十一月九日の衆議院予算委員会における片山善博総務大臣の答弁に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出ミャンマーにおける邦人殺害事件に対する菅**直**人内閣の取り組み等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員服部良一提出朝鮮人強制動員への国の関与と責任に関する質問に対する答弁書

衆議院議員服部良一提出「奨学金返還延滞増加」と「回収策強化」、「教育無償化」を巡る問題についての政府の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出いわゆる判検交流に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出重点港湾青森港の整備促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出地域公共交通の維持・確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中川秀**直**提出仙谷官房長官の「私的メモ」の定義に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員中川秀**直**提出仙谷官房長官による国会議員の質疑権侵害の疑義がある発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩提出学生の就職難に関する質問に対する答弁書

通知書受領

十二月七日内閣から衆議院議員稲津久提出地方空港の活性化策及び新千歳空港の機能向上に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉井英勝提出陵墓の治定と祭祀に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿部知子提出「留学生三〇万人計画」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出高年齢者雇用に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出年金・医療・税制に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員中川秀**直**提出尖閣沖漁船衝突事件の映像の機密性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員河野太郎提出参議院予算委員会から提出を求められた報告書の一部を、経済産業省が隠蔽した件に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅野貴博提出北方四島への邦人の入域並びに四島における邦人の経済活動等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅尾慶一郎提出国家公務員の採用及び待遇に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員石川知裕提出名古屋市議会リコール署名の取り扱いに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅野貴博提出最高裁判所裁判官に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員中島隆利提出治水利水施設の適切な運営に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅尾慶一郎提出国家公務員の採用及び待遇に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員浅野貴博提出平成二十二年度北方領土返還要求行進に対する菅**直**人内閣の関与等に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出民生委員・児童委員制度の根幹に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員木村太郎提出地域再生基盤強化交付金の廃止に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。